

第 120 期 決 算 公 告

平成 19 年 6 月 27 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

代 表 取 締 役 高 田 紘 一
頭 取

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	50,292	預 金	金	3,590,251
現 預 け	金	29,717	当 座 預 金	金	145,821
コ ー ル 口 一	金	20,575	普 通 預 金	金	1,441,745
買 入 金 銭 債	ン	129,381	貯 蓄 預 金	金	37,350
商 品 有 価 証	権	22,363	通 知 預 金	金	35,633
商 品 国 債	券	1,012	定 期 預 金	金	1,848,771
商 品 地 方 債	債	966	定 期 積 金	金	1,976
金 銭 の 信 託	債	45	そ の 他 の 預 金	金	78,951
有 価 証	券	13,985	譲 渡 性 預 金	金	119,949
国 債	債	1,354,903	コ ー ル マ ネ ー	金	14,166
地 方 債	債	399,568	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	金	38,114
社 債	債	126,027	借 入	金	34,600
株 式 債	債	235,848	外 国 為 替	金	34,600
そ の 他 の 証 券	金	208,332	未 渡 外 国 為 替	債	63
貸 引 手 形 付 付 越	形	385,126	未 払 外 国 為 替	債	58
割 引 手 形 付 付 越	形	2,481,394	そ の 他 の 負 債	等	4
手 形 書 座 貸	付	36,262	未 払 法 人 税	用	35,337
証 書 座 貸	付	191,064	未 前 払 費 用	益	5,138
外 国 為 替	越	1,897,125	従 業 員 預 り	金	5,480
外 国 他 店 預 け	替	356,943	給 付 補 て ん 備	金	1,236
買 入 外 国 為 替	為	8,460	金 融 派 生 商 品	債	1,875
取 立 外 国 為 替	債	6,423	そ の 他 の 負 債	金	0
そ の 他 の 資 産	用	102	役 員 賞 与 引 当 金	金	6,645
前 払 費 用	益	1,934	退 職 給 付 引 当 金	金	14,960
未 収 収 益	金	82	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	金	35
金 融 派 生 商 品	債	6,390	時 効 預 金 払 戻 引 当 金	金	6,784
そ の 他 の 資 産	債	803	繰 延 税 金 負 債	金	235
有 形 固 定 資 産	債	6,097	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	金	418
建 設 仮 勘 定	物	61,512	支 払 承 諾	債	14,739
建 設 仮 勘 定	地	10,105	負 債 の 部 合 計	債	12,292
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	地	43,186	(純資産の部)	債	36,625
無 形 固 定 資 産	定	3,563	資 本 金	金	3,903,613
ソ フ ト ウ ェ ア	資	4,656	資 本 剰 余 金	金	33,076
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	産	7,967	資 本 準 備 金	金	23,946
支 払 承 諾 見 返	金	7,789	そ の 他 資 本 剰 余 金	金	23,942
貸 倒 引 当 金	金	177	利 益 剰 余 金	金	3
投 資 損 失 引 当 金	金	36,625	利 益 準 備 金	金	134,344
	金	17,404	そ の 他 利 益 剰 余 金	金	7,641
	金	0	配 当 準 備 金	金	126,702
	金		退 職 慰 労 積 立 金	金	2
	金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	金	720
	金		固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	金	307
	金		別 途 積 立 金	金	55
	金		繰 越 利 益 剰 余 金	金	114,532
	金		自 己 株 式	金	11,083
	金		株 主 資 本 合 計	金	604
	金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	190,762
	金		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	金	57,584
	金		土 地 再 評 価 差 額 金	金	7
	金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	11,915
	金		純 資 産 の 部 合 計	金	69,491
	金		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	金	260,254
資産の部合計		4,163,868	負債及び純資産の部合計		4,163,868

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 3．有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。
- 6．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 7．有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年

- 8．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 9．外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,332百万円であります。

- 11．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 12．従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

14. 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、当期からは、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は235百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

15. 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理していましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当期からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は418百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

16. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

18. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

20. 関係会社の株式(及び出資)総額	2,664百万円
21. 関係会社に対する金銭債権総額	11,231百万円
22. 関係会社に対する金銭債務総額	25,257百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額	45,494百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額	4,144百万円

25. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	動産	866百万円
	その他	百万円
	合計	866百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	動産	428百万円
	その他	百万円
	合計	428百万円

(3) 減損損失累計額相当額	動産	百万円
	その他	百万円
	合計	百万円

(4) 期末残高相当額	動産	438百万円
	その他	百万円
	合計	438百万円

(5) 未経過リース料期末残高相当額	1年内	167百万円
	1年超	270百万円
	合計	438百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占
める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定の期末残高	百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	154百万円
リース資産減損勘定の取崩額	百万円
減価償却費相当額	154百万円
減損損失	百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,997百万円、延滞債権額は22,705百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,641百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,566百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,911百万円であります。

なお、26.から29.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は16,117百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,723百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

31. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,704百万円であります。

32. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 142,302百万円

担保資産に対応する債務

預 金 8,227百万円

債券貸借取引受入担保金 38,114百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,541百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は920百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

33. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円

34. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は11,167百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ11,167百万円減少しております。

36. 1株当たりの純資産額 984円24銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2銭減少しております。

37. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当等に係る利益準備金の計上額は、324 百万円であります。

38. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 42. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	17,326	394

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	97,625	205,461	107,835	108,274	438
債券	757,418	750,035	7,382	1,424	8,806
国債	405,791	399,568	6,223	262	6,485
地方債	126,643	126,027	615	360	975
社債	224,982	224,439	543	801	1,345
その他	385,865	377,190	8,674	739	9,413
合計	1,240,909	1,332,687	91,778	110,437	18,658

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,190 百万円を差し引いた額 57,588 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

39. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

該当ありません。

40. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	246,612	4,249	1,255

41. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	
その他有価証券	
非上場株式	2,109
公募債以外の内国非上場債券	11,408

42. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。なお、満期保有目的の債券はありません。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	91,450	360,835	247,859	61,299
国債	47,431	160,417	150,387	41,331
地方債	8,777	48,729	68,520	
社債	35,241	151,688	28,951	19,967
その他	1,089	120,416	154,089	46,515
合計	92,539	481,252	401,948	107,814

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,993	

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	3,000	2,992	7		7

なお、上記の評価差額に繰延税金資産3百万円を加えた額 4百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

44. 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。

45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、772,983百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が755,999百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,873 百万円
有価証券評価損否認	4,090
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,006
減価償却費損金算入限度額超過額	1,017
未払事業税否認	346
その他	5,107

繰延税金資産小計	27,442
評価性引当額	7,748
繰延税金資産合計	19,694

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	246
その他有価証券評価差額金	34,186
繰延税金負債合計	34,433
繰延税金負債の純額	14,739

47. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は260,262百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」、「退職慰労積立金」、「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で「繰延ヘッジ利益」として「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

48. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は12.20%であります。

損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	84,692
資	金 運 用 収 益	66,167
	貸 出 金 利 息 配 当	44,496
	有 価 証 券 利 息	20,888
	コ ー ル 口 ー ン 利 息	452
	預 け 金 利 息	18
	そ の 他 の 受 入 利 息	311
役	務 取 引 等 収 益	12,481
	受 入 為 替 手 数 料	3,984
	そ の 他 の 役 務 収 益	8,497
そ	の 他 業 務 収 益	2,051
	外 国 為 替 売 買 益	407
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	60
	国 債 等 債 券 売 却 益	1,580
	そ の 他 の 業 務 収 益	2
そ	の 他 経 常 収 益	3,992
	株 式 等 売 却 益	2,677
	金 銭 の 信 託 運 用 益	97
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,217
経常	用 費	69,746
資	金 調 達 費	9,296
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	5,379
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	298
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,231
	借 入 金 利 息	1,348
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	822
	そ の 他 の 支 払 利 息	27
	役 務 取 引 等 費 用	188
役	支 払 為 替 手 数 料	3,744
	そ の 他 の 役 務 費 用	680
そ	の 他 業 務 費 用	3,063
	国 債 等 債 券 売 却 損	5,604
	国 債 等 債 券 償 還 損	1,630
	国 債 融 派 生 商 品 費 用	186
	そ の 他 の 業 務 費 用	3,784
営	業 経 常 費 用	3
そ	の 他 経 常 費 用	44,150
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,950
	貸 出 金 償 却 損	1,777
	株 式 等 売 却 損	3,319
	株 式 等 償 却 損	338
	金 銭 の 信 託 運 用 損	97
	そ の 他 の 経 常 費 用	50
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,367
経特	常 別 利 益	14,945
	固 定 資 産 処 分 益	2,719
特	債 権 取 立 益	1,581
	固 定 資 産 損 失	1,138
	減 価 償 却 損 失	66
	引 当 金 損 失	3,313
税	引 前 当 期 純 利 益	66
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,313
法	人 税 等 純 利 益	14,285
当	期 純 利 益	7,028
		1,313
		8,570

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	196百万円
役務取引等に係る収益総額	167百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	48百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	269百万円
役務取引等に係る費用総額	496百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,839百万円

3.1株当たり当期純利益金額 32円40銭

4.当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	85百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,176百万円
滋賀県内	共用資産(1カ所)	土地・建物・動産	1,051百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

5. 関連当事者との取引

親会社

該当ありません。

子会社

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社 滋賀ディー シーカード	所有 45.00% [88.00%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	59 49 59 122	当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	2,775 5 13 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社し がぎんジェ ーシービー	所有 47.50% [93.33%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	100 31 41	当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	1,650 11 5 0	同上
しがぎん リース・ キャピタル 株式会社	所有 4.98% [37.45%]	資金の貸付(純額) 社債の引受(純額) 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	2,017 200 112 32 173	証書貸付 当座貸越 社債 未収収益 前受収益 未払費用	3,685 2,500 600 2 21 0	同上
S h i g a Preferred Capital Cayman Limited	所有 100.00%	資金の借入(純額) 利息の支払	20,600 266	借入金 未払費用	20,600 111	同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 1. 「議決権等の所有割合」欄の[]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。
2. 「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)及び社債の引受(純額)ならびに支払保証(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

親会社の子会社

該当ありません。

その他の関係会社ならびにその他の関係会社の親会社及び子会社

該当ありません。

関連会社及び関連会社の子会社

該当ありません。

主要株主及びその近親者

該当ありません。

役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
山陰千代子		資金の貸付(純額) 利息の受取	7 4	証書貸付 未収収益	186 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取 他	295 10	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 645 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 支払保証(純額) 利息の受取 他	277 86 15	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	959 500 178 2 0	同上

第 120 期 決 算 公 告

平成 19 年 6 月 27 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

代表取締役
頭 取 高 田 紘 一

連結貸借対照表等の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 15 社
会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社

滋賀柏原代理店株式会社

しがぎん不動産株式会社

滋賀余呉代理店株式会社

しがぎんキャッシュサービス株式会社

しがぎんアシスタントサービス株式会社

滋賀朽木代理店株式会社

滋賀西浅井代理店株式会社

滋賀保証サービス株式会社

Shiga Preferred Capital Cayman Limited

しがぎんコンピュータサービス株式会社

株式会社しがぎん経済文化センター

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

株式会社しがぎんジェーシービー

なお、Shiga Preferred Capital Cayman Limited は、設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結貸借対照表等に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 15社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	50,322	預 金	3,585,802
コールローン及び買入手形	129,381	譲 渡 性 預 金	119,949
買入金銭債権	22,363	コールマネー及び売渡手形	14,166
商品有価証券	1,012	債券貸借取引受入担保金	38,114
金銭の信託	13,999	借 用 金	21,552
有 価 証 券	1,355,021	外 国 為 替	63
貸 出 金	2,473,464	そ の 他 負 債	44,377
外 国 為 替	8,460	役 員 賞 与 引 当 金	35
そ の 他 資 産	22,106	退 職 給 付 引 当 金	6,846
有 形 固 定 資 産	76,255	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	251
建 物	10,407	時 効 預 金 払 戻 引 当 金	418
土 地	43,307	利 息 返 還 損 失 引 当 金	40
建 設 仮 勘 定	3,563	繰 延 税 金 負 債	14,743
その他の有形固定資産	18,975	再評価に係る繰延税金負債	12,292
無 形 固 定 資 産	8,014	負 の の れ ん	59
ソ フ ト ウ ェ ア	7,830	支 払 承 諾	36,625
その他の無形固定資産	184	負債の部合計	3,895,338
繰 延 税 金 資 産	315	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	36,625	資 本 金	33,076
貸 倒 引 当 金	17,981	資 本 剰 余 金	23,966
投 資 損 失 引 当 金	23	利 益 剰 余 金	135,261
		自 己 株 式	604
		株 主 資 本 合 計	191,700
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	57,635
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7
		土 地 再 評 価 差 額 金	11,915
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	69,543
		少 数 株 主 持 分	22,753
		純資産の部合計	283,997
資産の部合計	4,179,335	負債及び純資産の部合計	4,179,335

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3．有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

連結される子会社及び子法人等の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。

5．当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。

6．当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

8．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

9．当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,332百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |
14. 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、当連結会計年度からは、内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は251百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
15. 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当連結会計年度からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は418百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
16. 利息の返還については、従来、債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(平成18年10月13日日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号)を適用し、当連結会計年度からは、過去の返還実績等を勘案して将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は40百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

20. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

21. 関係会社の株式(及び出資)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資)を除く) 1,386 百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 74,176 百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円

24. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	動産	55 百万円
	その他	百万円
	合計	55 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	動産	17 百万円
	その他	百万円
	合計	17 百万円

(3) 減損損失累計額相当額	動産	百万円
	その他	百万円
	合計	百万円

(4) 年度末残高相当額	動産	37 百万円
	その他	百万円
	合計	37 百万円

(5) 未経過リース料年度末残高相当額	1年内	6 百万円
	1年超	30 百万円
	合計	37 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定年度末残高 百万円

(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 6 百万円

リース資産減損勘定の取崩額 百万円

減価償却費相当額 6 百万円

減損損失 百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,015 百万円、延滞債権額は 22,785 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,646百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,613百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,060百万円です。

なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は16,117百万円です。なお、当行はCLOの劣後受益権2,723百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,704百万円です。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 142,361百万円

担保資産に対応する債務

預金 8,227百万円

債券貸借取引受入担保金 38,114百万円

その他負債(運用受託金) 60百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,541百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は929百万円です。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

32. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円

33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,000百万円が含まれております。

34. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は10,567百万円です。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 10,567 百万円減少しております。

35. 1株当たりの純資産額 987円98銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2銭減少しております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下40.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	17,326	394

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	97,755	205,917	108,162	108,602	439
債券	757,418	750,035	7,382	1,424	8,806
国債	405,791	399,568	6,223	262	6,485
地方債	126,643	126,027	615	360	975
社債	224,982	224,439	543	801	1,345
その他	385,945	377,273	8,672	741	9,413
合計	1,241,119	1,333,227	92,107	110,767	18,659

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,323 百万円を差し引いた額 57,784 百万円のうち少数株主持分相当額 143 百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

37. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

該当ありません。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	246,612	4,249	1,265

39. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式	3,515
公募債以外の内国非上場債券	10,943

40. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。なお、満期保有目的の債券はありません。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	91,478	360,342	247,859	61,299
国債	47,431	160,417	150,387	41,331
地方債	8,777	48,729	68,520	
社債	35,269	151,195	28,951	19,967
その他	1,089	120,416	154,089	46,515
合計	92,567	480,759	401,948	107,814

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,993	

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	3,013	3,005	7		7

なお、上記の評価差額に繰延税金資産3百万円を加えた額 4百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

42. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、836,571百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が819,587百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	39,857百万円
年金資産(時価)	26,234
未積立退職給付債務	13,622
会計基準変更時差異の未処理額	
未認識数理計算上の差異	6,895
未認識過去勤務債務(債務の減額)	119
連結貸借対照表計上額の純額	6,846
前払年金費用	
退職給付引当金	6,846

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は261,251百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ利益」として「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(6) 負債の部に掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

45. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は12.20%であります。

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		96,635
資金運用収益	66,417	
貸出金利息	44,727	
有価証券利息配当金	20,906	
コールローン利息及び買入手形利息	452	
預け金利息	18	
その他の受入利息	311	
役務取引等収益	14,116	
その他の業務収益	12,029	
その他の経常収益	4,072	
経常費用		80,573
資金調達費用	9,126	
預金利息	5,376	
譲渡性預金利息	298	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,231	
債券貸借取引支払利息	1,348	
借入金利息	654	
その他の支払利息	215	
役務取引等費用	3,562	
その他の業務費用	14,606	
営業経費	46,044	
その他の経常費用	7,233	
貸倒引当金繰入額	1,909	
その他の経常費用	5,323	
経常利益		16,061
特別利益		2,721
固定資産処分益	1,581	
償却債権取立益	1,139	
特別損失		3,383
固定資産処分損失	69	
減損損失	3,313	
税金等調整前当期純利益		15,399
法人税、住民税及び事業税		7,479
法人税等調整額		1,344
少数株主利益		424
当期純利益		8,839

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 33円41銭

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,343百万円、株式等償却99百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	85百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,176百万円
滋賀県内	共用資産(1カ所)	土地・建物・動産	1,051百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。